

宇治田原町指定給水装置工事事業者 指定申請に係る提出書類一覧

《申請書類》

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
2. 機械器具調書（別表）
（別紙記載の必要機械器具）
3. 誓約書（様式第2）
4. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
5. 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項（別紙1）

《添付書類》

1. （個人の場合）住民票の写し
（法人の場合）定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本
2. 営業所所在地の地図及び写真
（写真は、営業所の外部及び内部の状態がわかるものを数枚添付）
3. 選任される給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証の写し
（技術者証の写しを添付される場合は、技術者証の両面をカラーコピーで印刷）
4. 工事に必要な機械器具を有していることを証明する写真
5. その他町長が必要と認める書類

《申請について》

●指定申請手数料 … 15,000円（指定証交付時にお支払いください。）

●申請場所 … 宇治田原町役場 2階 上下水道課
午前8時30分から午後5時（土・日祝日除く）

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18 番地の 1

宇治田原町役場 上下水道課

TEL 0774-88-3337 / FAX 0774-88-3231

※毎月20日に受付を締め切り、翌月1日に交付します。（土・日祝日の場合は翌営業日）

宇治田原町指定給水装置工事事業者 指定事項変更申請に係る提出書類一覧

指定を受けた後、次のいずれかの指定事項に変更が生じた場合や、指定の廃止等を行う場合は速やかに届出を行ってください。

- ・事業所の名称及び所在地
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・法人にあっては、役員の氏名
- ・主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

《申請書類》

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）

《添付書類》

- 組織・・・登記簿謄本の写し、定款の写し（法人のみ）、誓約書（様式第2）
- 名称・・・登記簿謄本の写し、定款の写し（法人のみ）、誓約書、指定工事事業者証
- 代表者・・・登記簿謄本の写し、定款の写し（法人のみ）、誓約書、指定工事事業者証
（※代表者の方が主任技術者として選任されている場合は、主任技術者の変更も併せて行ってください。）
- 営業所移転・・・登記簿謄本の写し（法人のみ）、営業所付近見取図及び写真、指定工事事業者証
- 住居表示の変更・・・指定工事事業者証、住居表示のわかるもの（変更後の住民票あるいは変更後の登記簿謄本も可）

●主任技術者の変更

主任技術者に変更があった場合は、速やかに届け出てください。解任される場合も届出が必要です。

《申請書類》

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）

《添付書類》

選任される給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証の写し
（技術者証の写しを添付される場合は、技術者証の両面をカラーコピーで印刷）

《申請書類の記入方法》

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）

		個人	法人
表面	「申請者」欄	「住民票」の写しのとおり記入する。	「登記簿」の謄本のとおり記入する。
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役までの役員全部を記入する。
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する。	登記簿謄本の「目的」欄を参照して記入する。
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。 また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する。（例：～支店、～営業所等）。	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名・免許の交付番号を記入する。	

《参考：指定基準》

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）関係

給水装置工事の事業を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる（予定の）者を置く者であること。

2. 「機械器具調書」（別表）関係

厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること。

- ・ 管の切断器具 … 金きりのこ等
- ・ 管の加工用具 … やすり、パイプねじ切り器等
- ・ 管の接合用具 … トーチランプ、パイプレンチ等
- ・ 水圧テストポンプ



3. 「誓約書」（様式第2）関係

次のいずれにも該当しないものであること。

- ・ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者。
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ・ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ・ 宇治田原町指定給水装置工事事業者規程により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
- ・ 給水装置工事に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- ・ 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者がある者。